

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2022年 6 月29日

【会社名】 ニチバン株式会社

【英訳名】 NICHIBAN CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 高津 敏明

【本店の所在の場所】 東京都文京区関口二丁目 3 番 3 号

【電話番号】 (03)5978 - 5601(代表)

【事務連絡者氏名】 上席執行役員 管理本部長 小林 英治

【最寄りの連絡場所】 東京都文京区関口二丁目 3 番 3 号

【電話番号】 (03)5978 - 5601(代表)

【事務連絡者氏名】 上席執行役員 管理本部長 小林 英治

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

2022年6月28日開催の当社第118回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2022年6月28日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金30円 配当総額621,634,770円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月29日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 1,000,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金 1,000,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されるので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、当社定款を変更する。

第3号議案 取締役8名選任の件

取締役として高津敏明、酒井寛規、原秀昭、高橋泰彦、清水與二、石原達夫、佐藤彰紘、真田弘美の8名を選任する。

第4号議案 監査役1名および補欠監査役1名選任の件

監査役として福田厚、補欠監査役として市川一郎を選任する。

第5号議案 取締役(社外取締役を除く)に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

対象取締役に対し、譲渡制限付株式を報酬等として割り当てるものとする。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案 剰余金の処分の件	179,377	244	0	(注)	可決(98.81%)
第2号議案 定款一部変更の件	179,341	280	0	(注)	可決(98.79%)
第3号議案 取締役8名選任の件					
高津 敏明	175,585	4,036	0	(注)	可決(96.72%)
酒井 寛規	176,800	2,821	0		可決(97.39%)
原 秀昭	176,805	2,816	0		可決(97.39%)
高橋 泰彦	179,245	376	0		可決(98.74%)
清水 與二	176,730	2,891	0		可決(97.35%)
石原 達夫	176,754	2,867	0		可決(97.36%)
佐藤 彰紘	176,806	2,815	0		可決(97.39%)
真田 弘美	179,303	318	0		可決(98.77%)
第4号議案 監査役1名および補欠 監査役1名選任の件				(注)	
福田 厚	179,326	295	0	(注)	可決(98.78%)
市川 一郎	179,306	315	0		可決(98.77%)
第5号議案 取締役(社外取締役を 除く)に対する譲渡制 限付株式の割当てのた めの報酬決定の件	175,957	3,664	0	(注)	可決(96.92%)

(注) 各決議事項が可決されるための要件は、次のとおりであります。

第1号議案および第5号議案につきましては、出席した株主の議決権の過半数の賛成であります。

第2号議案につきましては、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

第3号議案および第4号議案につきましては、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により、各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

以上